

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 6 月23日

【会社名】 東洋精糖株式会社

【英訳名】 Toyo Sugar Refining Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小 島 康 之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町18番20号

【電話番号】 (03)3668-7871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 立 澤 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町18番20号

【電話番号】 (03)3668-7871 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 立 澤 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第93回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位(単元株式数)を1,000株から100株に変更することとし、併せて証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合を行う。

(1) 株式併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合する。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて交付する。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

1,800万株

(4) 本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とする。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、現在1,000株となっている当社普通株式の売買単位を100株とするため、現行定款第5条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)について変更を行う。

また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日の経過後は、これを定款から削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、小島康之、立澤一郎、飯田純久、遠藤和浩、吉武孝夫、芝尾晃、秋山利裕、中島肇及び岩尾聖土を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、横式悟を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役下井田隆に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 株式併合の件	38,917	157	0	(注) 1	可決	97.5
第2号議案 定款一部変更の件	38,906	168	0	(注) 1	可決	97.5
第3号議案 取締役9名選任の件						
小島 康之	38,938	136	0	(注) 2	可決	97.6
立澤 一郎	38,938	136	0		可決	97.6
飯田 純久	38,941	133	0		可決	97.6
遠藤 和浩	38,941	133	0		可決	97.6
吉武 孝夫	38,941	133	0		可決	97.6
芝尾 晃	38,939	135	0		可決	97.6
秋山 利裕	37,906	1,168	0		可決	95.0
中島 肇	38,927	147	0		可決	97.5
岩尾 聖士	34,391	4,683	0		可決	86.2
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 2		
横式 悟	32,629	6,445	0	可決	81.8	
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	38,873	201	0	(注) 3	可決	97.4

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の総数は54,478個であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかったものはそれぞれの総個数には加算しておりません。